附　則

（施行期日）

1　この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に改正法による改正前の土壌汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壌汚染対策法施行規則第一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の土壌汚染対策法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二条ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。次項において同じ。）に着手する者について適用する。

4　新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。

○環境省令第四号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）及び土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百八十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣　原田　義昭

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（汚染土壌処理施設の種類）	（汚染土壌処理施設の種類）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
一　浄化等処理施設　汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第八号ロにおいて同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）	一　浄化等処理施設　汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号ロにおいて同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）
二　（略）	二　（略）
三　埋立処理施設　汚染土壌の埋立てを行うための施設（第五号に掲げるものを除く。）	三　埋立処理施設　汚染土壌の埋立てを行うための施設
四　分別等処理施設　汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物の分別（次条第二項第二十九号において「異物除去」という。）をし、又は汚染土壌の含水率の調整をするための施設	四　分別等処理施設　汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設
五　自然由来等土壌利用施設　自然由来等土壌（法第十八条第二項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）を利用する施設であって、次のいずれかに該当するもの	（新規）
イ　自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料（次条第二項第二十九号において「盛土材等」という。）として利用する施設（当該自然由来等土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うこと	